商品及び工事保証規定

第 1 条（定義）

商品及び工事保証とは、第 2 条で定める無料修理保証期間（以下「保証期間」という）中に商品及び商品に係る工事部分に不具合が生じた場合、（株）ガスペックの無料修理規定に基づき、正常に使用可能な状態へ修復することをいいます。

第 2 条（保証期間）

商品保証の保証期間は設置日から起算し、保証書記載の保証期限までとします。
又、工事保証の保証期間は設置日から起算し、商品の保証年数に関わらず 10 年とします。

第 3 条（保証範囲）

商品の保証範囲は、本契約の対象となる商品（以下「商品」という）本体および付帯部品（リモコン等）です。
工事の保証範囲は、ガスペック及び同社施工協力店の工事部分（配管部分、取付工事部分等）です。

第 4 条（免責）

天災地変、火災、法令の改定、紛争行為、輸送機関の事故、その他当社の責に帰すことのできない事由により、商品及び工事保証の履行が遅延または不可能になったときは、その責を免れるものとします。

第 5 条（適用除外）

保証期間内であっても、次の場合には別途料金が発生いたします。

1. 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書によらない使用上の誤り、および不当な修理や改造による故障および損傷
2. お買い上げ後の専門業者以外による取付場所の移動、落下等による故障および損傷
3. 建築躯体の変形等機器本体以外に起因する当該機器の不具合、塗装の色あせ等の経年変化またはご使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
4. 火災、塩害、地震、風水害、雷、煤煙、降灰、酸性雨、腐食性等の有害ガス、ほこり、異常気象、異常電流、異常電圧、異常電磁波、異常周波数、ねずみ・鳥・くも・昆虫類等の侵入およびその他の天災、地変による故障および損傷
5. 水道管の錆び等異物の流入による故障および損傷
6. 車両、船舶に備品として搭載された場合に生じた故障および損傷
7. 本体及び工事部分に、故意に負荷を与えこれを損傷並びに破損させた場合。
8. 業務用（喫茶店、理美容院、飲食店、事務所等）でご使用になった場合
9. 機器に表示してある以外の使用燃料・使用電源（電圧・周波数）でご使用になった場合
10. 温泉水、井戸水、地下水を給水したことに起因する不具合
11. 排水不良等による機器の冠水等に起因する不具合
12. 延長保証の保証書のご提示がないとき
13. ガスペック及び同社施工協力店以外の業者が修理したことによる不具合
14. 補修部品の保有期限超過により修理不能な場合
15. 高所、狭所等通常作業が不可能な場合

第6条（失効）

商品及び工事保証の保証開始日以降に商品の全部が消滅した場合、商品及び工事保証は失効するものとします。
又、これを悪用しようとする意思が明確に認められると判断される場合も、商品及び工事保証は失効するものとします。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

商品及び工事保証によって生じる権利は、これを第三者に譲渡または貸与することはできません。

第 10 条（協力義務）

ご使用者および契約者は、修理業務が円滑に行われるよう（株）ガスペックおよび同社の施工協力店がおこなう修理業務に全面的に協力するものとします。

1. 修理業務に要する電気、水道、ガスその他の費用はご使用者またはご契約者の負担とします。
2. ご契約者は、ご使用者の変更または商品の移転、廃棄、使用中止あるいは変更がある場合は、（株）ガスペックに事前に連絡するものとします。
3. （株）ガスペックおよび同社施工協力店より、本体の設置もしくは使用に関して改善要求があった場合は、これにできうる限り協力するものとします。